

## 要望事項 2 地方創生に向けた取組の推進について

現在、我が国は、急速な少子高齢化の進展と人口減少という、地域社会の存続をも脅かしかねない、大きな課題に直面しており、中山間地域を有する福島・茨城・群馬・新潟・栃木の北関東磐越五県においても同様である。

国においては、昨年末に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その後、平成 26 年度補正予算で「地域住民生活支援等緊急支援のための交付金」、併せて平成 27 年度地方財政計画では「まち・ひと・しごと創生事業費」を措置するなど、地方創生に向け、国と地方が一体となった取組が進みつつある。

現在、北関東磐越五県においても、市町村との連携を図りながら、地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を急ピッチで進めているところである。

今後、総合戦略の実行段階において着実に成果を上げ、力強い潮流をつくっていくためには、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して地方創生に取り組めるよう、十分な財源の確保が必要である。

また、課税権や労働法制、年金の制度設計、高等教育機関の配置、医療資源の配分など、人口減少問題を解決するために大きな影響のある施策は、国に決定権があり、今後、権限を持つ国自らがなすべき施策をスピード感を持って大胆に実行していくことが不可欠である。

そこで、次の事項について、地方の声を十分に聞き、地方の実態を踏まえ、総合的な対策を講じるよう強く要望するものである。

- 1 地方創生の取組を深化させ、地方の創意工夫等により力強い潮流をつくるため、平成 26 年度補正予算で措置された「地方創生先行型交付金」を大幅に上回る新型交付金を創設すること。なお、新型交付金は先駆性のある取組等、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除すること。

また、平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を十分に確保すること。

さらには、地方創生を総合的に支援する新たな地方債を創設すること。

2 人口減少の背景にある構造的課題を解決するため、国においても、以下の事項についてスピード感を持って積極的な施策展開を図ること。

(1) 地方への新しい「ひと」の流れや新しい「しごと」を生み出すため、地域の実情に応じた地方創生の拠点づくり等に対する支援制度の創設・拡充

(2) 企業の本社機能・大学・政府機関等の地方移転の促進や、地方国立大学等の運営基盤の強化等

(3) 地方に就職・定着する若者に対する支援策の強化や、女性の継続雇用・再就職を支援する施策の充実

(4) 結婚・出産・子育てを後押しする経済的支援制度など、切れ目のない総合的な施策の推進

- ・ 結婚や子育てに関する教育の充実及び意識啓発、機運の醸成
- ・ 子どもに対する医療費の負担軽減に資する全国一律の助成制度の創設及び現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険国庫負担金等の削減措置の廃止
- ・ 3人以上を育てた場合の年金加算など、多子世帯に配慮した制度の検討

(5) 6次産業化などによる農林水産業の振興や、周遊観光の推進による観光関連産業等の振興など、地域の特性を活かした産業の活性化に向けた総合的な施策の推進